

保健・医療・福祉・労働などの 市町村の行政協力について

森永ひ素ミルク中毒被害者の
健康と自立のために

発行所：(公財)ひかり協会 1994年8月発行、2013年4月第7版発行
☎(06)6371-5304 FAX(06)6371-5348
URL <http://www.hikari-k.or.jp>
〒530-0022 大阪市北区浪花町13番38号
千代田ビル北館2F

公益財団法人 ひかり協会
推 薦：厚 生 労 働 省

目 次

●あいさつ	厚生労働大臣	田村 憲久 ……	1
●行政協力の推進について（推薦のことば）	厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長	伊原 和人 ……	2
●恒久救済をめざし市町村の行政協力推進のお願いーパンフレット第7版の発行にあたってー	公益財団法人ひかり協会理事長	福渡 靖 ……	3

ひかり協会の行う事業への行政協力について

1. ひかり協会と森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業 ……	4
2. ひかり協会の事業と行政協力 ……	4
(1) 森永ひ素ミルク中毒事件	
(2) 三者会談の成立とひかり協会の設立	
(3) 国・自治体の行政協力	
3. 被害者の状況 ……	6
(1) 全体的状況	
(2) 障害のある被害者の状況	

ひかり協会の行う事業への行政協力のお願い

1. 行政協力の仕組みづくりと厚生労働省通知による協力依頼 ……	10
2. 都道府県・市町村への行政協力のお願い ……	11
(1) 都道府県・市町村の担当窓口課と、ひかり協会等との連携	
(2) 障害のある被害者の地域での自立生活のための行政協力（保健・医療・福祉・労働など）	
(3) 被害者の健康保持、改善のための行政協力	

資料1	三者会談確認書 ……	13
資料2	財団法人ひかり協会設立趣意書 ……	14
資料3	厚生労働省通知（食安企発0227第1号） ……	15
(参考1)	森永ひ素ミルク中毒被害者対策図 ……	18
(参考2)	保健福祉労働サービス要望事項 ……	19
資料4	厚生労働省通知（障対発第4号） ……	20
資料5	厚生労働省通知（食安企発0227第2号、障障発0227第2号） ……	21
資料6	厚生労働省通知（食安企発0227第3号、老高発0227第1号、老振発0227第1号、老老発0227第2号） ……	22
資料7	事件の経過・年表 ……	23

あいさつ

厚生労働大臣 田村 憲久

昭和30年に森永ミルク中毒事件が発生してから57年の歳月が経過しました。被害者御本人はもとより、御家族の皆様の、今日に至るまでの苦しみや悩みは、筆舌に尽くせぬものであったとお察しいたします。

公益財団法人ひかり協会は、被害者の方々の恒久的な救済を図るため、昭和49年に設立されて以降、被害者の方々の健康管理、生活保障等の各般の救済事業を実施してこられ、その果たしてこられた役割は誠に大きいものと考えております。幼くして被害を受けられた方々も、還暦を間近に控えた年齢となられ、ひかり協会の救済事業が果たすべき役割は、ますます大きくなっております。

厚生労働省といたしましては、ひかり協会の取組を通じて救済事業が一層推進されることを強く御期待申し上げますとともに、今後とも、「厚生労働省」、「守る会」及び「森永」がそれぞれの立場と責任において協力することとした昭和48年の「三者会談確認書」の趣旨を、各自自治体等の関係者に機会あるごとに徹底し、救済事業が円滑に推進されるよう、積極的に「行政協力」を行い、責任を果たしていくこととしております。

さて、東日本大震災に伴う原発事故による食品中の放射性物質の問題や近年の食生活の多様化、食品流通のグローバル化、健康意識の高まり等を背景として、食品の安全に関する国民の関心はますます高まっております。厚生労働省といたしましては、関係行政機関と連携しながら、科学的知見に基づき、輸入食品の安全性の確保対策や食中毒対策等に全力で取り組んでまいります。

このパンフレットは、ひかり協会の救済事業が円滑に実施されるよう、保健、医療、福祉、労働行政などに携わっている市町村等の方々にお読みいただくことを目的として作成されました。

多くの方々にこのパンフレットを手にとりいただき、ひかり協会の救済事業に対する御理解と御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

今後ますますのひかり協会の御発展と被害者の皆様方の御健勝を祈念して私の挨拶といたします。

行政協力の推進について (推薦のことば)

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長 伊原 和人

この度、公益財団法人ひかり協会において、森永ひ素ミルク中毒の被害者の方々と接していただける市町村を始めとする地方公共団体の皆様に、森永ひ素ミルク中毒事件について理解を深めていただくとともに、ひかり協会が実施している救済事業の内容等について御紹介することを目的として、本パンフレットを改訂することとなりました。

昭和30年に発生した森永ひ素ミルク中毒事件の被害者の方々への支援は、昭和48年12月に、厚生省（現厚生労働省）、被害者団体、森永乳業株式会社の三者会談において合意された「確認書」を基に進められています。ひかり協会は、この救済事業の実施団体として、昭和49年に公益法人として設立され、以来、被害者の方々の継続的な健康管理、治療養護、生活保障、保護育成等の事業を担ってこられました。

幼くして被害を受けられた方々も既に50歳代後半になられ、高齢化に対応した支援が求められております。ひかり協会においては、平成22年度に、健康面や生活面が大きく変化する今後の高齢化にも柔軟に対応していくための「第二次10カ年計画」を策定し、これに基づいて、救済事業を推進しているところです。

厚生労働省といたしましても、このようなひかり協会が実施する救済事業に対し、従来より「確認書」に基づき、様々な協力を行っています。

平成25年2月には、被害者の方々の高齢化等を踏まえ、「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」の一部を改正するとともに、「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)」を新たに策定し、被害者の方々に対しサービス提供等を行う市町村等に一層の御協力をお願いしたところです。

ひかり協会が救済事業を実施するに当たっては、保健医療、福祉等の分野で中心的な役割を果たす市町村等との連携が極めて重要であり、市町村等の皆様の御理解と御協力が不可欠となっています。このため、本パンフレットは、ひかり協会が救済事業を実施するに当たって必要な行政協力について、各般の分野における市町村等に対するお願いを含む内容となっています。

関係各位におかれては、本パンフレットにも掲載された「確認書」とそれに基づく「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」等の趣旨を十分に御理解の上、今後とも、一層の御協力を下さいますよう、改めてお願い申し上げまして、推薦のことばとさせていただきます。

被害者の恒久救済をめざし市町村による行政協力推進のお願い ——パンフレット第7版の発行にあたって——

公益財団法人ひかり協会理事長 福渡 靖

ひかり協会は、国（厚生労働省）、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会、森永乳業の三者の合意を基盤に1974年に設立されて以降40年近く、被害者救済事業を実施してまいりました。この間、厚生労働省などの三者のほか、都道府県、市町村などの関係行政機関、専門家の方々などのご協力により、被害者救済事業を積極的に推進することができました。ここに深く御礼申し上げます。

また、長年実施してきた被害者救済事業の公益性が認められ、ひかり協会は、内閣府から公益法人として認定され、2011年4月1日より公益財団法人として、運営しています。

現在の被害者救済事業は、2011年度から2020年度を期間とする第二次10カ年計画に沿って実施しております。「すべての被害者の自主的健康管理の援助」と「障害のある被害者の将来設計実現の援助」の2つを重点事業として促進しております。

60歳を目前に控えた被害者は現在、生活習慣病の予防などに取り組むことが重要となっており、ひかり協会は毎年の健診やがん検診の受診、肝炎検査を促進し、また被害者同士が連帯して健康を守る取組を進めることなどを重視しております。

障害のある被害者の救済事業としては、「生活の場」「後見的援助者」の確保に加え、糖尿病や二次障害などの健康課題に取り組むため、障害者総合支援法関連のサービスや介護保険制度、成年後見制度の活用を重視しております。

これらの被害者救済事業の推進にあたっては、被害者が暮らす最も身近な自治体である市町村の一層のご理解とご協力をお願いするものです。

このパンフレットは、第26回「三者会談」（1993年7月）において、国・都道府県とともに市町村がひかり協会と十分連携して行政協力を一層進めるために作成する旨決議され、この趣旨から厚生労働省の推薦を得て発行したものです。

第1版は1994年に発行し、今回は第7版となります。この間、省庁再編後の一連の構造改革が進行し、地方自治体の合併や権限の移譲等もあり、市町村において被害者救済事業について、ご理解を賜り、引き続きひかり協会と連携、協力していただくことが重要となっています。

被害者が暮らす大部分の市町村において窓口課が設定され、ひかり協会や都府県との緊密な連携によって協力を進めていただいているところですが、被害者の恒久救済の趣旨をご理解いただき、今後一層ご協力いただきますようお願いする次第です。

ひかり協会の行う事業への行政協力について

1 ひかり協会と森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業

公益財団法人ひかり協会（以下、ひかり協会という）は、1974年に、国（厚生労働省）の認可を受けて設立された公益法人で、森永ひ素ミルク中毒事件被害者のための救済事業を行っています。ひかり協会は、大阪に本部事務局を置き、全国に7地区センター事務所

を設置して、被害者の健康の回復・増進と社会的自立・発達を図るための各種の救済事業を実施しています。

ひかり協会の定款に定める目的と事業は次のとおりです。

ひかり協会の目的

（定款第3条）

この法人は、森永ミルク中毒事件に起因する被害の救済のための事業及びこれに関連する調査、研究その他の事業を行い、被害者等の福祉の増進を図り、もって公衆衛生及び社会福祉の向上に資することを目的とする。

ひかり協会の事業

（定款第4条要約）

1. 継続的健康管理
2. 治療・養護
3. 生活保障・援護
4. 教育・保護育成
5. 相談・判定及び指導
6. 関連する調査・研究
7. 飲用者の認定
8. その他目的達成に必要な事業

2 ひかり協会の事業と行政協力

ひかり協会が行う事業に対して、厚生労働省をはじめとして他省庁及び都道府県の関係諸機関や市町村のご協力をいただいています。この行政協力については、1955年の森永ひ素ミルク中毒事件の発生当時の処理及びその後事件の解決のため、国（厚生労働省）・自治体が行政の立場から取り組んできたこと、ひかり協会設立にあたっては国が「全面的協力」を確約したことによるものです。このような経過から、厚生労働省では医薬食品局食品安全部企画情報課が、都道府県では主

として事件当時の処理にあたった主管課が、ひかり協会の窓口課として行政協力を担当しています。その経過をもう少し詳しく振り返ってみます。

（1）森永ひ素ミルク中毒事件

森永ひ素ミルク中毒事件とは、1955年4月から8月の間に当時の森永乳業徳島工場で生産されたドライミルクの中にひ素等が混入したことにより引き起こされた、世界でも例をみない大規模で痛ましい乳児の集団食中毒事

件でした。

国は、まず食品衛生法に基づき有毒缶の回収と販売停止、そして患者、死亡者の確認等の対策を自治体に指示し、「補償問題の処理について」を発表しました。翌年にも、一斉検診と治癒判定基準に基づく判定を行うように指示しました。その結果、受診した被害者のほとんどが「全快」の判定を受け、「後遺症の心配はない」「原病の継続である」との判断が下されました。このように国の指示等に基づき、自治体も事件当時の処理にあたり、事件は医学的にも社会的にも一応落ち着いたものとして処理されたのです。

（２）三者会談の成立と ひかり協会の設立

ところが1969年10月、日本公衆衛生学会において、大阪大学医学部の丸山博教授達が被害者の追跡調査の結果を「14年目の訪問」として発表し、再び社会問題として取り上げられるようになりました。親たちは、全国的に再び結集し、「森永ミルク中毒のこどもを守る会」（現「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」、以下「守る会」という）をつくり、被害者の救済を求め、森永乳業や国との交渉、民事訴訟などの運動を進めました。事件当時と違って、多くの専門家やマスコミも「守る会」を支持し、自治体による被害者の実態調査や検診等の協力も行われました。

「一日も早く被害者の救済を」という親たちの願いを受けて国が呼びかけ、事件から18年経った1973年10月12日に国と「守る会」と森永乳業の三者による話し合い（三者会談）が始まりました。この中で、「厚生省は単なる仲介、あっせんの立場からではなく、被害者の立場に立って話し合いを進める」こと、及び三者は「守る会」の「恒久対策案構想を尊重する」ことを確認しました。（第1回三

者会談）

ひかり協会は、こうした国、「守る会」、森永乳業の三者の合意を基盤に、全被害者を恒久的に救済するための事業を行うことを目的として設立されたものです。[三者会談確認書（13頁参照）、財団法人ひかり協会設立趣意書（14頁参照）、ホームページ（URL）
<http://www.hikari-k.or.jp>]

（３）国・自治体の行政協力

以上の経過が示すとおり、森永ひ素ミルク中毒事件の解決にあたって国・自治体は、行政として事件当時の処理から、三者会談の成立にいたるまで深くかかわってきました。その後三者会談において、三者会談確認書の締結や決議が行われ、恒久救済のため、ひかり協会が行う事業に対し、国は自治体とも連絡調整し全国的な行政協力を行うことが確認されています。

三者会談は、問題が全面的に解決するまで継続し、国は「三者会談」について、厚生労働省医薬食品局食品安全部長が議長に、食品安全部企画情報課長が事務局長となり、その運営の中心的な役割を担っています。また、「患者名簿」の管理と厚生労働大臣の被害者証明書の発行、未確認患者に対する厚生労働大臣の飲用者証明書の発行、疫学等の研究事業への参加など各種の行政協力を行ってきています。関係都道府縣市等に対しても、当時の労働省からの被害者の雇用の促進と安定に関する通知（1985年3月25日障対発第4号）

（20頁参照）をはじめ、保健、医療、福祉、労働などについて協力を依頼するとともに、ひかり協会の事業への協力を主題にした森永ミルク中毒事件全国担当係長会議を毎年開催し、各種事業への協力、並びにひかり協会が行う地域救済対策委員会への参加、行政協力懇談会の開催と参加等について交流・討議を

行っています。

1991年には、障害のある被害者の親の高齢化に伴ってひかり協会事業の重要性が一層増していること、保健、医療、福祉、労働などについての総合的な行政協力の体制が必要であるということから、「三者会談」の決議を受けて、当時の厚生省から都道府県に対して、「(財) ひかり協会の行う事業に対する協力について」(1991年7月8日衛食第91号)を通知しています。その後、施策における市町村の役割の増大や介護保険制度・健康増進法・障害者自立支援法等の施行に伴い改正し、さらに高齢福祉の分野での取組の重視と市町村への対策対象者名簿の写しの交付等により、新たな改正(2013年2月27日食安企発0227第1号)を通知しています(15頁参照)。

障害のある被害者の生活の場の確保で円滑な施設等への入所を図るため、「(公財) ひかり協会の行う施設入所の取組に対する協力について(依頼)」(2013年2月27日食安企発0227第2号)を通知し(21頁参照)、また今後被害者が60歳代を迎え、高齢福祉や介護保

険の制度活用が課題になるため、2013年には新たに「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について」(2013年2月27日食安企発0227第3号・老高発0227第1号・老振発0227第1号・老老発0227第2号)が出されています(22頁参照)。

なお、2001年の省庁再編に伴い、現在は国の窓口課は厚生労働省(医薬食品局食品安全部企画情報課)となりましたが、三者会談確認書に基づく国としての行政協力に変わりがないことを、第34回「三者会談」(2001年8月26日開催)等で確認しているところです。

都道府県においても、主として事件当時の処理にあたった主管課が窓口課となり、「患者名簿」の管理や未確認患者の飲用認定申請の申請書経由を行うとともに、厚生労働省(食品安全部企画情報課)、都道府県、市町村等関係諸機関などとの連絡調整の中心となり、ひかり協会の事業に対する行政協力を推進しています。

3 被害者の状況

(1) 全体的状況

被害者数は、13,436名(2013年3月末現在)です。このうち約5,700名が協会と常時連絡を希望しており、この人達がひかり協会の日常的な救済対象者です。協会はこの人達への「健康と生活」の実態把握を4年に1度の割合で2000年度まで行い、2001年度からは2年に1度の割合で「健康のおたずね」を実施しています。この活動は、ひかり協会が委嘱した同じ被害者である救済事業協力員が、健康や救済についての対話をしながら行うも

のです。2009年度～2010年度の期間に把握した「現在の健康状況」と「現在の受療の状況」を示すと、図1・2のとおりです。



図1 「現在の健康状況」

健康でない 15%	まあ健康である 56%	健康である 28%	無回答 1%
--------------	----------------	--------------	-----------

図2 「現在の受療状況」

治療を受けている 59%	治療を受けていない 29%	無回答 12%
-----------------	------------------	------------

—「健康についてのおたずね（報告）」結果のまとめより—

森永ひ素ミルク被害者集団の医学的特徴は、ひかり協会の調べでは脳性麻痺、知的障害、てんかん、脳波異常、精神障害等の中枢神経系の異常が多いこと、ひ素中毒特有の皮膚変化である点状白斑とひ素角化症が健診受診者の2～7％に存在すること、虚弱でいろいろの身体的愁訴をもつ被害者が多いことです。特に中枢神経系の変化が多いことは、他のひ素中毒の例と異なり、乳児期の中毒であるこの事件の大きな特徴です。こうした特徴は、中毒当時ひ素により直接的、間接的に受けた変化が、成長に伴って種々の形で現れた

ものと考えられています。

^(※)1982年から協会と常時連絡を希望する被害者を対象に、死亡状況（死亡リスク及び死亡原因）等の調査をとりまとめた疫学研究では、全体としては被害者が30歳代後半以後になると死亡率が同年齢の一般住民とほぼ同じ程度にまで低下していたことが明らかになりました。

しかし、一部の属性にある被害者の場合は、一般住民と比較して死亡率が高く、保健・医療面での今後の救済事業に多くの示唆がありました。

《※の参考資料》

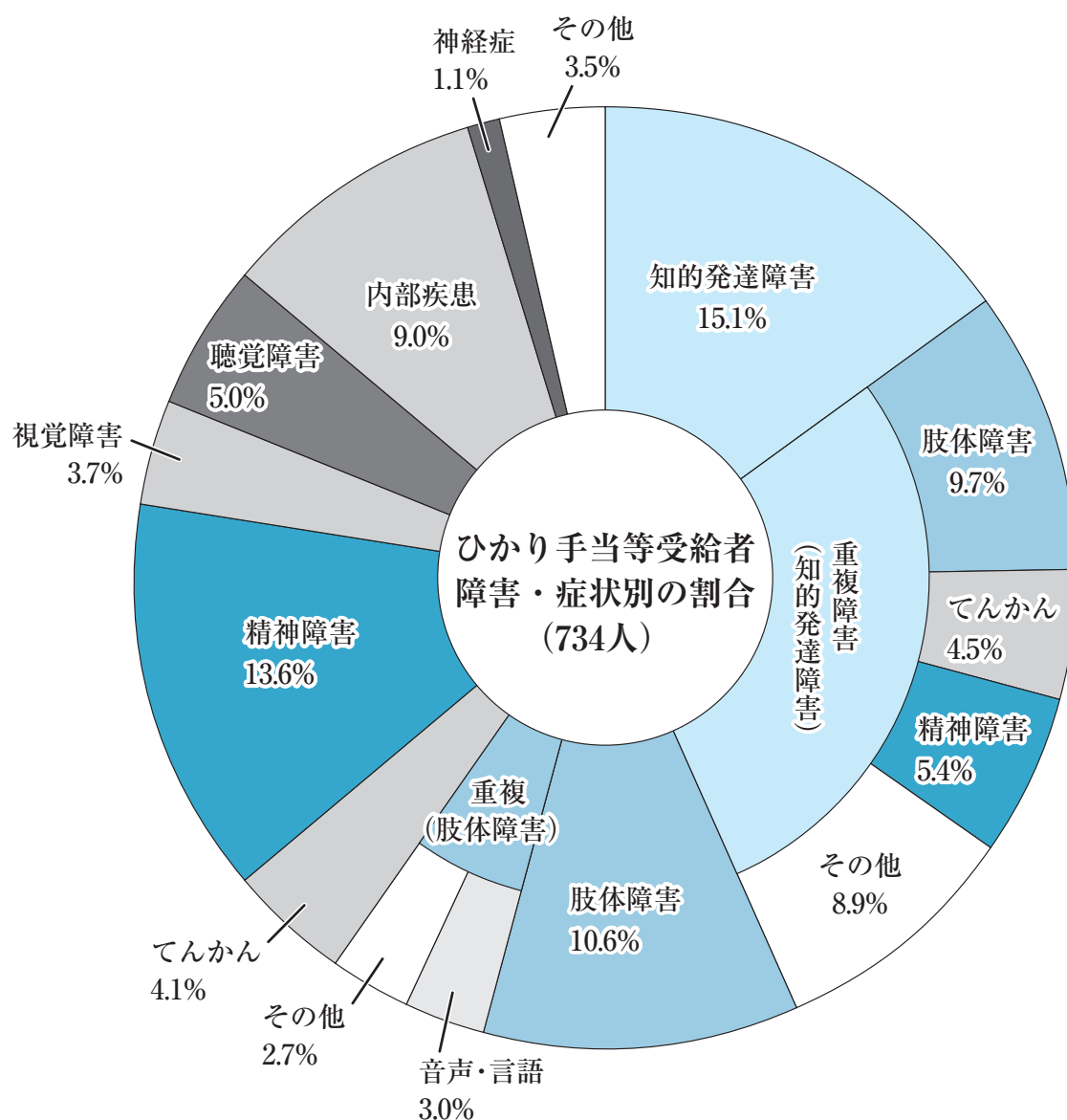
- ①湯浅亮一：「1955年の森永砒素ミルク被災児におけるてんかんの罹病について」 医学のあゆみ第77巻1号
- ②湯浅亮一：「砒素ミルクの中毒被害児の15年目の脳波所見」『臨床脳波』 第13巻第3号
- ③田中昌人他2名：『森永ヒ素ミルク中毒事件 京都からの報告』 ミネルヴァ書房
- ④大平昌彦他1名：「森永砒素ミルク中毒に関する疫学調査——瀬野地区における広大・岡大合同検診最終報告」 日本衛生学雑誌第27巻第6号
- ⑤中村 豊：「日本小児科学会森永砒素ミルク中毒調査小委員会（特別委員会）活動報告」
- ⑥金沢彰他3名：「森永ひ素ミルク飲用者にみられた精神障害者に関する調査研究」（ひかり協会委託研究報告書）
- ⑦川津智是他4名：「砒素ミルク中毒被災者の青年後期における皮膚症状について」（ひかり協会委託研究報告書）
- ⑧田中英夫他1名：「森永ひ素ミルク中毒被害者の青年・中年期（27才～49才）における死亡の解析」 日本公衆衛生雑誌第54巻第4号

（２）障害のある被害者の状況

障害のある被害者には、協会から生活援助の手当等を支給していますが、この手当等対象者の障害の内容は図３のとおりです。知的障害が最も多く、肢体障害、精神障害、てん

かんの順になり、重複障害が多いことも特徴です。このうち、何らかの介護を必要とする被害者は、手当等対象者の半数以上を占め、同居している親の高齢化等に伴い家庭内の介護力の低下が進んでいます。

図３ ひかり手当等受給者の障害・症状別の状況（2013年３月）



一方、手当等対象者の現在の生活の場と将来の方向は、図4のとおりです。将来、親族との同居が減って、単身生活やグループホーム等共同生活が増加し、地域で自立生活をめざす被害者が多いのが特徴です。また、障害が重いため、将来は施設入所を希望している被害者もいます。

社会生活の現在の状況と将来の方向は、図5のとおりです。将来、社会参加をめざして就労や福祉施設への通所を希望する被害者もあり、障害・症状の悪化に伴う退職等によって、在宅になった被害者も多く、日中活動の場の確保も今後の課題です。

図4 生活の場（2013年3月）

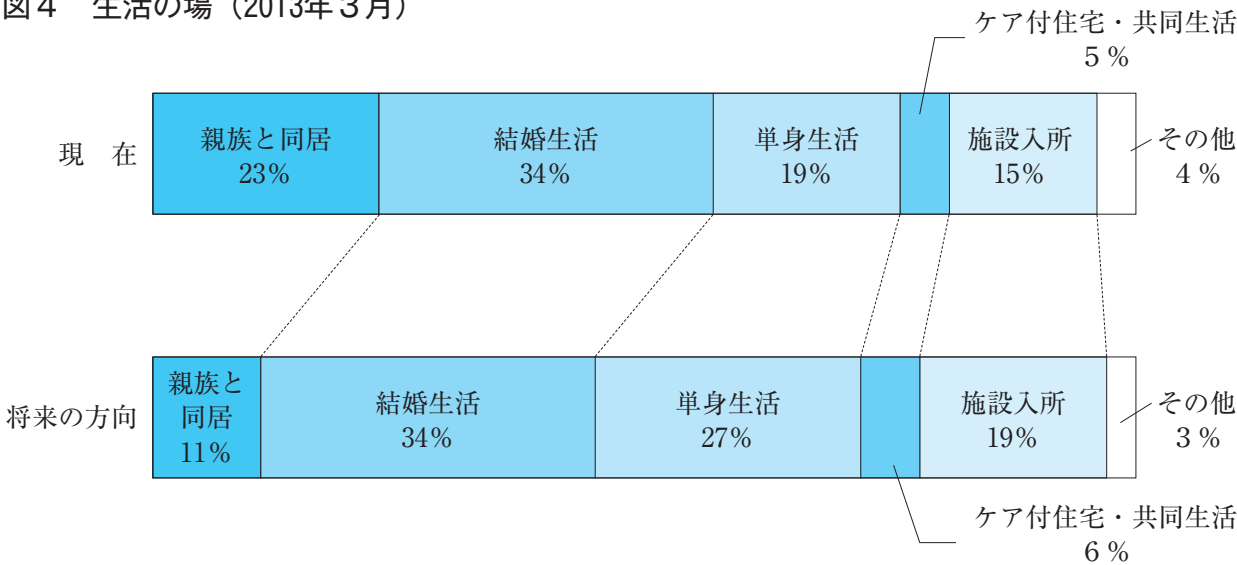
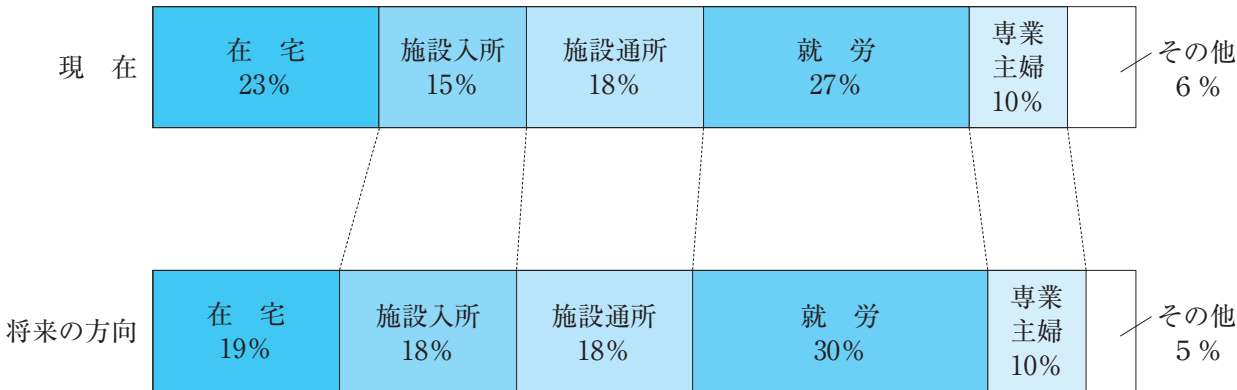


図5 社会生活（2013年3月）



ひかり協会の行う事業への行政協力をお願い

1 行政協力の仕組みづくりと厚生労働省通知による協力依頼

被害者も生活習慣病予防が大きな課題になっており、障害のある被害者の場合には、親の高齢化等に伴い、「生活の場」や「後見的援助」の確保など様々な支援が必要になってきています。また、健康増進法や障害者総合支援法、介護保険法等の施行により保健・福祉サービスは、住民にとって最も身近な市町村の役割がより重視されるようになってきています。そのため被害者が住んでいる市町村にも窓口課が設置されています。

「三者会談」では、こうした状況の変化に即して、これまでの国と都道府県の連携から市町村も含めた連携を推進させるための行政協力の仕組みづくりとするため、第29回「三者会談」（1996年8月）において、

- ① 森永ひ素ミルク中毒被害者対策に関する連絡会議の設置
- ② 1991年7月8日付衛食第91号通知「（財）ひかり協会の行う事業に対する協力について」の改正
- ③ 保健婦等への普及啓発の促進
- ④ 森永ミルク中毒事件関係都府県市担当係長会議の内容の見直し

の4項目が決議されました。

この決議を踏まえ今日、次のような取組が行われています。

- ① 厚生労働省内における連絡調整体制を確保するため、医薬食品局食品安全部企画情報課を事務局とし、健康局がん対策・健康増進課、職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・精神障害保健課、老健局介護保険計画課、保険

局総務課・医療課で構成（2012年5月現在）する「森永ひ素ミルク中毒被害者対策に関する省内連絡会議」を設置・開催し、これにより、厚生労働省から都道府県、市町村までの保健・福祉・雇用・介護関係の行政協力が円滑に進められています。

- ② 障害者総合支援法の施行に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が増大してきていること、高齢福祉の分野での取組が重要となってきたこと等にかんがみ、市町村においてひかり協会及び協会事業について理解が得られるよう周知を図るため、衛食第91号通知を改正し、厚生労働省から都道府県に通知しました（2013年2月27日食安企発0227第1号）。
- ③ 保健師等への普及啓発を促進するため、自治体の保健師が参加する会議等において、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課から資料を提出するとともに、説明及び行政協力を依頼しています。
- ④ 厚生労働省が1988年から毎年開催している「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」について、各都府県市等の要望を踏まえ、関係都府県市の行政協力の活動状況の意見交換等を活発に行うなど、会議の内容の充実を図っています。

このような4項目の取組によって、従来からの行政協力の実績に加え、市町村と都道府県、国の総合的な行政協力の仕組みづくりの一層の推進が図られています。

2 都道府県・市町村への行政協力のお願い

ひかり協会の救済の対象者のうち「常時連絡を希望する被害者」は、45都道府県、639市町村、このうち障害のある被害者は、36都道府県、257市町村に住んでいます。

これらの被害者の救済事業を一層推進していくために、市町村がこれまで進めてきている住民の安全、健康及び福祉の保持など地方自治の本旨に基づく対応とサービスの提供とともに、厚生労働省通知（2013年2月27日食安企発0227第1号）の趣旨をおくみ取りいただき、一層の行政協力をお願いします。

ひかり協会は、障害のある被害者の「生活の場」「後見的援助」の確保や健康課題への対応など将来設計実現の援助と、すべての被害者の自主的健康管理の援助を重点にした「第二次10カ年計画（2011～2020年度）」を関係者の協力を得て実施しています。特にこの計画の推進に関連して、一層の都道府県、市町村の行政協力をお願いします。

（１）都道府県・市町村の担当窓口課と、ひかり協会等との連携

障害のある被害者の救済は、担当窓口課のみならず、保健、医療、福祉、及び労働行政等の都道府県関係主管部局、市町村並びに保健所等の極めて広範囲の行政機関に関係しています。

このため（参考１）の森永ひ素ミルク中毒被害者等対策フロー図（18頁参照）を参考としながら、ひかり協会の地区センター事務所、都道府県・市町村の担当窓口課と十分な連絡調整をお願いします。特に「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の保管管理、及びその活用を行っている保健所との連絡調整を図りつつ、障害のある被害者等に対

する支援のネットワークづくりと保健福祉サービスの提供にご配慮をお願いします。

また、市町村においても保健・福祉等の分野にわたってさまざまな連携が必要となるため、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の写しを活用し、市町村の担当窓口課が中心になって障害福祉、高齢福祉、健康増進等の関係課の協力と行政協力が進むようご協力をお願いします。

都道府県の窓口課においては、厚生労働省から通知された「森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領」に基づき、申請書経由など飲用認定事業へのご協力をお願いします。

（２）障害のある被害者の地域での自立生活のための行政協力（保健・医療・福祉・労働など）

現在、障害のある被害者は約750名います。近い将来あるいは親なきあと、地域で自立した生活を希望する被害者が多いのが特徴です。

ひかり協会は、こうした希望を尊重し、ノーマライゼーションの立場に立って、障害があっても地域で自立した人間らしい生活が送れるよう、「第二次10カ年計画」に基づく援助の促進を図っています。

障害の状態や社会生活の状況等に応じて、次のようなニーズが生じています。

- 健康管理・看護・医療・リハビリ等のため、保健師や精神保健福祉相談員、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の対応やデイケアセンターへの通所
- 地域で生活するためのホームヘルプ、デイ

サービスなどの援助

- 公営住宅や福祉住宅、グループホーム、入所施設などの入居・入所
- 自立生活をめざす生活訓練やそのための場所の確保
- 就労のための準備訓練、雇用の促進と安定のための支援の強化、福祉施設などへの通所の実現
- 親なきあとの人権保護や財産・日常金銭管理など後見的援助を必要とする事項への対応
- 地域の支援ネットワークづくり（行政機関・主治医・相談支援事業者・居宅介護支援事業者・訪問看護師等との連絡調整）

障害者基本法に基づき市町村では「障害者計画」が策定され、国、都道府県、市町村との総合的な連携や障害者への適切なサービス提供体制づくりが進められています。

障害のある被害者に対する行政協力については、すでにひかり協会の提出した「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」を、厚生労働省通知（2013年2月27日食安企発0227第1号）に基づき都道府県窓口課が保健所に送付し、保管管理及び活用されているところです。

そのため、障害のある被害者等に対する市町村などの保健福祉労働等のサービスの実施にあたっては、この名簿に基づきひかり協会と保健所との十分な連絡調整のうえ、必要な場合には福祉事務所、職業安定所などの関係機関の連絡調整会議等を進めていただくなどのご協力をお願いします（19頁参照）。

なお、1986年に当時の労働省から、都道府県職業安定主管課長宛に就業援助を要する被害者名簿の活用を図る「（財）ひかり協会の実施する事業に対する協力について」の通知が出されています（20頁参照）。

（3）被害者の健康保持、改善のための行政協力

障害のあるなしにかかわらず、健康に対する関心は高く、乳幼児期のひ素中毒という健康被害の性格と、60歳代を迎える時期にあたって生活習慣病の発症・重症化を予防するため、全被害者の保健予防、健康の保持・改善が重要になっています。

ひかり協会は、被害者の健康状態の特徴を踏まえ生活習慣病の発症・重症化を防ぎ、一人ひとりの自主的な健康管理を援助するために、公的健診の受診を促進し、相談員等専門家による検診結果に対する個別の保健指導や被害者の健康課題に対する専門的相談などに取り組んできました。

2011年度からの「第二次10カ年計画」では、早期診断・治療促進、病気の重症化防止、救済事業協力員活動による健康意識の向上や検診受診の定着をめざし、被害者同士で検診受診や事業参加を促す「呼びかけ」活動や、自主的健康管理を進める健康懇談会・自主的グループ活動を重視した、「連帯して健康を守るネットワークづくり」に取り組むとしています。

そのため、被害者の健康保持・改善のため、（参考1）の森永ひ素ミルク中毒被害者等対策フロー図（18頁参照）に示すように、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の写しを活用し、障害のある被害者をはじめ全被害者に対して、高齢者医療確保法や健康増進法に基づき行う特定健康診査・特定保健指導・がん検診等の保健・健康増進事業を、被害者が積極的に活用できるようご協力をお願いします。また、健診に関する情報提供や健康懇談会等への講師派遣、援助の必要な被害者に対する保健師等の訪問指導をお願いします。その際、ひかり協会地区センター事務所との必要な連絡調整をお願いします。

三者会談確認書

確 認 書

厚生省、森永ミルク中毒のこどもを守る会（以下「守る会」という。）及び森永乳業株式会社（以下「森永」という。）は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談（以下「三者会談」という。）を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここにそのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（以下「恒久対策案」という。）を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
3. 「森永」は前二項の立場にたって救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約する。
5. この確認書は、被害救済のための第一歩であって、今後、厚生省、「守る会」及び「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

厚 生 大 臣	齋 藤 邦 吉
	署 名 印
森 永 ミ ル ク 中 毒 の こどもを守る会理事長	岩 月 祝 一
	署 名 印
森永乳業株式会社社長	大 野 勇
	署 名 印

財団法人ひかり協会設立趣意書

昭和30年、森永ドライミルクに砒素等の有害物質が混入し、多くの乳幼児が被災した、いわゆる森永ミルク中毒事件は、その規模が広範であったこと、被害者がいたいけな乳幼児であったことなど、わが国のみではなく、世界でも類例のないいたましい事件でした。

以来今日まで19年が経過し、当時乳幼児であった被害者もすでに成人に達し、あるいは成人に達しようとしております。

しかしながら、被害者に関連する諸問題が今日もなお解決をみていないことは、誠に残念なことであります。

すなわち、昭和30年代前半に一応の落着をみたと考えられていた本事件であります。その後においても被害者に何らかの救済を要する方々があり、これに関する運動が長い間続けられてまいりました。そして、昭和44年以降において、この問題は再び大きな社会問題として人々の関心と呼ぶところとなったのであります。

その後、当事者間においては、数多くの話し合いの機会が持たれましたが事態の解決を図るまでには至らずに推移し、昭和48年には、大阪をはじめ岡山、高松において民事訴訟が提起され、この問題は法廷の場でも争われることとなりました。

しかし、被害者は現在人生のうちでも最も重要な時期を迎えており、一日も早く救済の措置のとられることが何よりもまず望まれることは言うまでもありません。

このようなときに、厚生大臣より、厚生省、被害者の父母の団体である「森永ミルク中毒のこどもを守る会」及び森永乳業株式会社の三者による会談が提唱され、その第一回の会談が昭和48年10月12日にもたれました。

この会談においては、森永ミルク中毒のこどもを守る会の提唱する「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」を尊重し、三者それぞれの立場で被害者の救済に努力することが確認され、昭和48年12月23日の第五回三者会談において、別紙のとおり、確認書が作成されました。

この確認書に基づいて、その後もひきつづき具体的な方策についての検討が重ねられてきたのでありますが、その結果幸いにも昭和49年4月17日、三者の間に公益法人の設立及び救済事業の方策について合意が成立するに至ったのであります。

この法人は、この三者会談における検討の結果による合意を基盤とし、「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」の精神を生かし、そこに盛られた各種の事業を実施するとともに、今日及び将来にわたって全被害者の救済を図るために設立されるものであります。

すなわち、この法人は、被害者の継続的健康管理、治療養護、生活保障、保護育成等に関する事業を実施することによってすべての被害者の救済を図り、被害者の福祉の向上を図るとともに、これに関連する調査研究を行い、ひいてはわが国の公衆衛生の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とするものであります。

以上が、この法人の設立の趣意であります。

財団法人 ひ か り 協 会
設立発起人代表
曾 田 長 宗

厚生労働省通知(食安企発0227第1号)

衛食第91号

平成3年7月8日

(平成8年9月19日改正 衛食第240号)

(平成16年7月30日改正 食安企発第0730001号)

(平成18年11月15日改正 食安企発第1115001号)

(平成21年4月1日改正 食安企発第0401001号)

(平成25年2月27日改正 食安企発0227第1号)

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省生活衛生局食品保健課長

(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)

(財) ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業(以下「協会事業」という。)についてはかねてより御配慮を煩わしているところであるが、森永ひ素ミルク中毒被害者も30歳代半ばに達し、親の高齢化、社会情勢の変化等に伴い、協会事業は一層重要性を増していることにかんがみ、貴職におかれましても、下記事項に留意の上、協会事業の推進に御協力をお願いする。

平成8年9月19日衛食第240号前文

標記については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(財) ひかり協会の行う事業に対する協力について」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。)により御協力をお願いしているところであるが、森永ひ素ミルク中毒被害者も40歳代に達するとともに、福祉関係八法改正、地域保健法の制定等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、ご留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いする。

なお、本件については、大臣官房障害保健福祉部障害福祉課・精神保健福祉課、健康政策局計画課、老人保健福祉局老人保健課と協議済みであることを念のため申し添える。

平成16年7月30日食安企発第0730001号前文

標記については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(財) ひかり協会の行う事業に対する協力について」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。)により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代に差し掛かるとともに、介護保険制度、支援費制度、健康増進法の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、健康局総務課保健指導室・地域保健室、職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・精神保健福祉課、老健局介護保険課・老人保健課と協議済みであることを念のため申し添えます。

平成18年11月15日食安企発第1115001号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（財）ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代に差し掛かるとともに、障害者自立支援法の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、ひかり協会事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と協議済みであることを念のため申し添えます。

平成21年4月1日食安企発第0401001号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（財）ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代半ばに差し掛かるとともに、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づくがん検診等の健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村（国民健康保険関係部署を含む。以下「市町村」という。）の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、健康局総務課がん対策推進室、生活習慣病対策室及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。

平成25年2月27日食安企発0227第1号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（財）ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、今後、森永ひ素ミルク中毒被害者も60歳代を迎え、従来から御協力いただいていた障害福祉のみならず、高齢福祉の分野での取組が重要となってきたこと等にかんがみ、本通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。

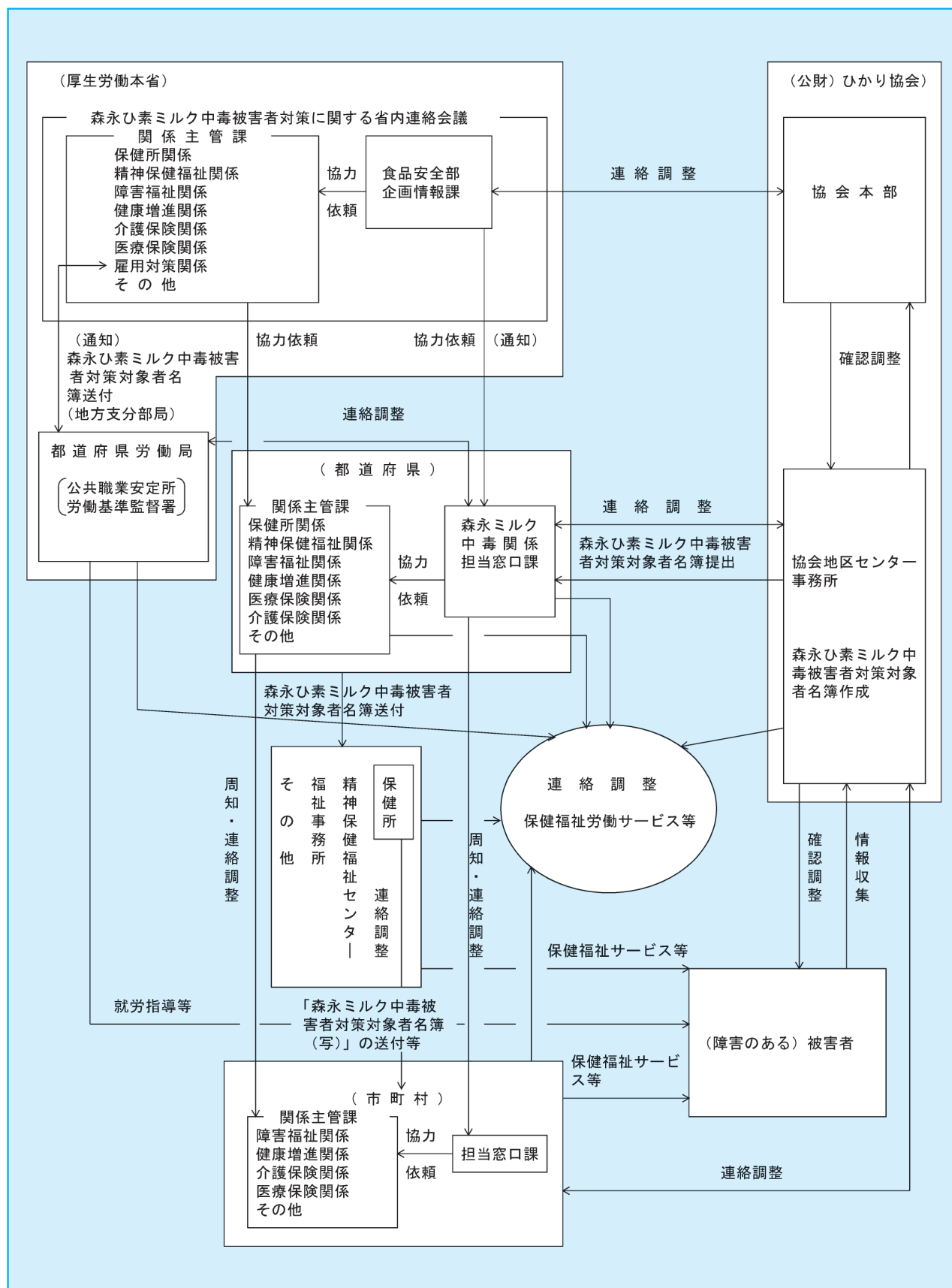
なお、本件については、健康局がん対策健康増進課及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

- 1 (公財) ひかり協会現地事務所から現在障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の提出があったときは、当該名簿に記載された者について、個人情報の保護に留意するとともに、関係主管部局等と緊密な連携の下、障害のある被害者等が適切な保健福祉サービス等を受けられるよう配慮を願いたいこと。
- 2 当該名簿の保管管理は、適切な保健指導等を実施するうえにおいて、保健所が行うことが望ましいと考えるが、関係主管部局等と緊密な連携を図り、当該名簿の保管管理及びその活用について調整を願いたいこと。また、市町村に対し、当該市町村に居住する者（個人情報の取扱について問題の無いものに限る。）に係る当該名簿の写しを交付していただきたいこと。
- 3 障害のある被害者等の救済は、森永ひ素ミルク中毒事件関係担当窓口課のみならず、医療、保健、障害福祉、高齢福祉及び雇用対策等の都道府県関係主管部局、都道府県労働局、市町村並びに保健所等極めて広範囲の行政機関に関係しているので、(公財) ひかり協会及び関係行政機関と十分な連絡調整が図られるよう配慮を願いたいこと。
- 4 3の連絡調整については、健康増進法に基づくがん検診等の健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、市町村において(公財) ひかり協会及び協会事業について理解が得られるよう周知を図るとともに、協会から要請がある場合には市町村と十分な連絡調整が図れるよう配慮を願いたいこと。

(参考1)

森永ひ素ミルク中毒被害者対策図



保健福祉労働サービス要望事項

(公財) ひかり協会が障害のある被害者等に対する 保健福祉労働サービスとして要望している事項

- 1 保健所に対する要望
 - ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等
 - ② デイケア、健康教室、患者会、家族会の紹介等の情報提供と利用支援
- 2 福祉事務所に対する要望
 - ① ケースワーカーによる定期・随時の訪問等
- 3 公共職業安定所に対する要望
 - ① 職業相談
 - ② 職業訓練
 - ③ 職業紹介
 - ④ 職業指導
- 4 市町村に対する要望
 - ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等
 - ② 健康増進法に基づく保健事業やがん検診に関する情報提供等
 - ③ 特定健康診査・特定保健指導に関する情報提供等
 - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・老人福祉法によるホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ等の情報提供と利用支援
 - ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による訓練施設の通所などの利用支援
 - ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・老人福祉法による施設・グループホーム等の紹介と利用支援等
- 5 1 から 4 の関係機関に対する共通要望
 - ① 保健所や福祉事務所、公共職業安定所、市町村、主治医、相談支援事業者、居宅介護支援事業者等との連絡調整による支援ネットワークづくり
 - ② 関係機関による連絡調整会議の開催、参加等

厚生労働省通知 (障対発第4号)

障対発第 4 号

昭和60年 3月25日

各都道府県職業安定主管課長 殿

労働省職業安定局障害者雇用対策室長

(財) ひかり協会の実施する事業に対する協力について

昭和30年に西日本を中心におきた、いわゆる森永ミルク中毒事件の被害者の救済事業については、昭和48年厚生大臣の提唱により国、森永ミルク中毒のこどもを守る会、森永乳業の三者による話し合いの場がもたれ救済についての意見の一致みて、具体的措置を実施するため、昭和49年4月25日、財団法人ひかり協会が設立された。

同協会の事業対象者は、59年12月現在13,408人にのぼっているが、このうち、700人程度が発達遅延を中心として、なんらかの障害を有している（ひかり協会調べ）。同協会では、これらの事業対象者のため種々の施策を実施しているが、対象者が既に成人となっているため特に障害を有する者の社会的自立が、重要な課題となってきており、労働省に対し、事業対象者の雇用の促進と安定について強い要望がなされているところである。

これが事件の被害者の雇用の促進と安定については、先の都道府県職業安定主管課長会議において指示したところであるが、下記につき御承知のうえ、貴管下公共職業安定所に対する指導方願います。

記

- 1 (財) ひかり協会では、医療、福祉等の各界の専門家の集団として、各地域に「地域救済対策委員会」を設け、専門家による相談・援助を行っているほか障害を有する者の社会的自立を援助するため「課題別懇談会」の開催等の事業を実施している。

これらの事業に対し協会から職業安定機関に協力依頼があった場合は、積極的に協力すること。

- 2 森永ひ素ミルク中毒の被害者は「森永ひ素ミルク被害者証明書」（厚生省が交付）又は「森永ひ素ミルク飲用者証明書」（ひかり協会が認証、厚生省が交付）を所持しているほか、身体障害者手帳等をあわせ持つ場合が多いので、当該被害者が公共職業安定所に求職申込みを行った場合には、求職登録制度の活用等により綿密な職業相談、職業指導を実施するよう配慮願いたいこと。

なお、都道府県別の被害者のうち就労の相談・指導が必要な者のリストは別途労働省から連絡する。

(資料5)

厚生労働省通知 (食安企発0227第2号、障障発0227第2号)

食安企発第 0122001号

障 障 発 0122001号

平成19年 1 月22日

(平成21年 4 月14日改正 食安企発第0414001号及び障障発第0414001号)

(平成25年 2 月27日改正食安企発0227第2号及び障障発0227第2号)

各都道府県 〔 衛生主管部 (局) 長
障害保健福祉主管部 (局) 長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長

(公財) ひかり協会の行う施設入所等の 取組に対する協力について (依頼)

(公財) ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書 (昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について (依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知) により御協力をお願いしているところでありますが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。

このため、現在、(公財) ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、在宅被害者等又は(公財) ひかり協会から、円滑な施設への入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グループホーム入居及びそのための事前対策 (相談や入所、入居等の準備) のための取組が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(参考)

三者会談確認書 (昭和48年12月23日)

(資料6)

厚生労働省通知 (食安企発0227第3号、老高発0227第1号、 老振発0227第1号、老老発0227第2号)

食安企発0227第3号
老 高 発0227第1号
老 振 発0227第1号
老 老 発0227第2号
平成25年2月27日

各都道府県 { 衛生主管部(局)長
介護保険主管部(局)長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部 企画情報課長
厚生労働省老健局 高齢者支援課長
振 興 課 長
老人保健課長

(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の 介護サービスの利用等に関する相談への協力について (依頼)

(公財) ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところでありますが、事件発生から57年の歳月が経過し、被害者の方の高齢化が進んでいます。

このため、現在、(公財) ひかり協会においては、在宅被害者の施設への入所、在宅の介護サービス等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、介護在宅サービスの利用等に向けた取組を行うこととしています。

つきましては、在宅被害者等又は(公財) ひかり協会から、施設への入所、在宅の介護サービスの利用等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村において適切な対応が行われるよう、管内市町村あて周知をお願いします。

(参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

(資料7)

事件の経過・年表

年	月	事件及び守る会、協会関係	月	行政関係
1955	6～8	西日本一帯の人工栄養児に「奇病」発生	8	岡山県衛生部「森永ドライミルク中よりひ素検出」と発表
	9	森永ミルク被災者同盟全国協議会結成 (1956.4 解散)	9	厚生省、患者・死者の確認等の「患者処理」を都道府県知事宛に通知 (衛発518号)
			11	厚生省、「治癒判定基準、治療指針」を都道府県知事宛に通知 (衛発698号)
1956			3	厚生省、治癒及び回復者の「精密検診」を都道府県知事宛に通知 (衛発183号)
1959				厚生省、全員治癒を確認したと報告
1969	10	丸山博大阪大学教授が「14年目の訪問」発表 (第27回公衆衛生学会)		
	11	全国組織「森永ミルク中毒のこどもを守る会」発足		
1970	12	「守る会」と森永乳業の交渉開始		
1971				京都、大阪、和歌山、兵庫、広島、島根、愛媛等各県で検診、実態調査実施 (～73年)
1972	8	「守る会」は「恒久対策案」を決定 (第4回総会)	6	厚生大臣が、「守る会」の要請に対して被害者手帳の大臣名での交付と、未確認被害者の認定作業を国の責任で実施する旨回答
	12	「守る会」は森永製品の不買(売)と民事訴訟を決議	9	厚生省、「被害者名簿の取扱いについて」都道府県宛に通知 (環食第475号)
1973	11	徳島刑事裁判判決 (森永乳業有罪判決)	10	厚生省の呼びかけにより三者会談開始 (第1回三者会談)
			12	三者会談確認書の調印(第5回三者会談)、国が「全面的協力」を確約
1974	4	財団法人ひかり協会設立 三者会談は、その後も毎年開催され今日に至っている。第16回(83年)からは協会も構成メンバーに加わる	6	厚生省は、「未確認飲用者把握調査の実施」について都道府県衛生主管部(局)長宛に通知 (環食137号)
			7	厚生大臣名で「飲用者証明書」の交付開始
1983	6	「守る会」は、会員資格を親族及び被害者とし、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」に改称 (第15回総会)	11	ひかり協会、疫学調査を大阪府立成人病センターに委託(以後毎年継続)
1985			3	労働省、「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県職業安定主管課長宛に通知 (障対発第4号)
1986			6	厚生省、「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県衛生主管部(局)長宛に通知 (衛食第115号)
1987			7	ひかり協会・労働省第1回定期協議開催 (その後毎年開催)
1988			11	厚生省、森永ミルク中毒事件関係都府県担当係長会議開催 (その後政令市に道と東京23区も加え毎年開催)
1991			7	厚生省、「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県衛生主管部(局)長宛に通知 (衛食第91号)

年	月	事件及び守る会、協会関係	月	行政関係
1994	11	協会は、「40歳以降の被害者救済事業のあり方」を決定 (1995年度より実施)		
1996			9	厚生省、通知（衛食第91号）の一部改正を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（衛食第240号）
1998			9	厚生省、「ひかり協会の行う施設入所の取組に対する協力について（依頼）」を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（衛食第88号）
1999	3	協会は、「『事務局体制の改革構想』の具体化について」ブロック制実施要綱を決定 (1999年度より実施)		
2001			1	省庁再編により窓口が厚生労働省に再編後も三者会談確認書にもとづく協力に変わらないことを確認
2002	3	協会は、「ブロック制実施要綱による救済事業の第一次10カ年計画」を確定（2001年度より実施）		
2004			7	厚生労働省、通知（衛食第240号）一部改正を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（食安企発第0730001号）
2006	3	「第一次10カ年計画」の一部改正	11	厚生労働省通知（食安企発第0730001号）の一部改正を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（食安企発第1115001号）
2007	3	「第一次10カ年計画」の一部改正介護料事業等の「あり方」一部改正（2007年度より実施）	1	厚生労働省、「ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」を都道府県衛生主管部（局）長・障害保健福祉主管部（局）長宛に通知（食安企発・障障発第0122001号）
2009				厚生労働省通知（食安企発第1115001号）の一部改正を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（食安企発第0401001号） 4 厚生労働省通知（食安企発・障障発第0122001号）の一部改正を都道府県衛生主管部（局）長・障害保健福祉主管部（局）長宛に通知（食安企発・障障発第0414001号）
2010	7	協会は、評議員設置特例財団法人に移行		
	11	協会は、「ブロック制実施要綱による救済事業の第二次10カ年計画」を確定（2011年度より実施）		
2011	4	協会は、公益財団法人に移行		
2012	4	県事務所統廃合の実施		
2013				厚生労働省通知（食安企発第0401001号）の一部改正を都道府県衛生主管部（局）に通知（食安企発0227第1号） 2 厚生労働省通知（食安企発・障障発第0414001号）の一部改正を都道府県衛生主管部（局）長・障害保健福祉主管部（局）長宛に通知（食安企発・障障発0227第2号） 厚生労働省通知（食安企発0227第3号、老高発0227第1号、老振発0227第1号、老老発0227第2号）を都道府県衛生主管部（局）長・介護保険主管部（局）長に通知

公益財団法人ひかり協会各地区センター事務所・出張所連絡先一覧

事 務 所	所 在 地	電 話・FAX
関東地区センター事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目4-1 新宿Qフラットビル607	☎ (03) 3352-0972 FAX (03) 3352-1040
東近畿地区センター事務所	〒604-0993 京都市中京区寺町通り夷川上ル 久遠院前町671-1 寺町エースビル2F	☎ (075) 231-2421 FAX (075) 231-2432
奈良出張所	〒634-0006 橿原市新賀町235-6 橋本ビル4F5号	☎/FAX (0744) 24-1587
西近畿地区センター事務所	〒530-0022 大阪市北区浪花町13番38号 千代田ビル北館4F	☎/FAX (06) 6371-2160
和歌山出張所	〒640-8269 和歌山市小松原通1丁目1-7 ㈱サンケイビル2F-A室	☎/FAX (073) 433-1743
東中国地区センター事務所	〒700-0904 岡山市北区柳町1丁目3-4 相愛ビル3F	☎/FAX (086) 232-3855
島根出張所	〒690-0046 松江市乃木福富町263-7	☎/FAX (0852) 24-9511
西中国地区センター事務所	〒732-0052 広島市東区光町2丁目9-30 竹本ビル301号	☎ (082) 263-7035 FAX (082) 263-7238
山口出張所	〒745-0032 周南市銀座2丁目24番2号 SUNAMIビル2F	☎ (0834) 31-3283 FAX (0834) 31-3285
四国地区センター事務所	〒770-0841 徳島市八百屋町1丁目14番地 三井生命徳島ビル5F	☎ (088) 653-4859 FAX (088) 615-1643
香川出張所	〒760-0022 高松市西内町7-1 藤沢ビル1F	☎ (087) 822-2701 FAX (087) 806-3726
愛媛出張所	〒790-0001 松山市1番町1丁目5-14 八束ビル2F201	☎ (089) 921-4805 FAX (089) 921-6050
高知出張所	〒780-0822 高知市はりまや町3-5-19 植田ビル302	☎ (088) 861-6250 FAX (088) 818-7180
九州地区センター事務所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目10番23号 新幹線ビル1号館4F	☎ (092) 441-0253 FAX (092) 441-0279
本 部 事 務 局	〒530-0022 大阪市北区浪花町13番38号 千代田ビル北館2F	☎ (06) 6371-5304 FAX (06) 6371-5348